

第 4 1 号議案

ふじみ野市の公の施設を入間郡三芳町の住民の利用に供させることに関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり本市の公の施設を入間郡三芳町の住民の利用に供させることに関する協議について、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称 排水施設

2 公の施設の所在地 ふじみ野市大井武蔵野地区内
(ふじみ野市道 F - 5 5 号線に敷設)

3 公の施設の利用期間

入間郡三芳町がふじみ野市の排水施設を利用する期間は、入間郡三芳町の当該区域における一般下水道が完成するまでの間とする。

4 公の施設の利用負担金及びその支払

入間郡三芳町は、排水施設を利用するに当たり、ふじみ野市が別に定める排水施設利用負担金基準額表に基づく負担金額をふじみ野市が指定する日までに支払わなければならない。

5 公の施設の利用の条件

入間郡三芳町は、ふじみ野市が別に定める下水道施設許可指令に基づく許可条件により、排水施設を利用しなければならない。

令和 6 年 6 月 3 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

本市の公の施設（排水施設）を入間郡三芳町の住民の利用に供させることに関する協議をしたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 3 項及び第 9 6 条第 1 項第 1 5 号の規定により、この案を提出するものである。